

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画主体	橿原市

橿原市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 都市デザイン部 農政課
所 在 地 橿原市八木町 1 丁目 1 番 1 8 号
電 話 番 号 0 7 4 4 - 2 1 - 1 2 1 3
F A X 番 号 0 7 4 4 - 2 6 - 2 6 6 1
メールアドレス nosei@city.kashihara.nara.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	奈良県橿原市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稲	138	18
ニホンジカ (令和5年度被害 見込み)	水稲	14	1

(2) 被害の傾向

○イノシシ 橿原市南部の山間部を中心に年間を通じて水稲の食害や掘り起こし、踏み荒らし等の被害が多発し、所得の減少のみならず営農意欲の減退にもつながっている。
○ニホンジカ 農作物被害金額は今の段階では少額であるが、市東部で被害報告や目撃情報が多数寄せられている。生息域が拡大していることが考えられ、今後被害が拡大するおそれがある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額(千円)	イノシシ 138	イノシシ 95 ニホンジカ 5
被害面積(a)	イノシシ 18	イノシシ 12 ニホンジカ 0.7

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	●猟友会による捕獲（有害鳥獣駆除（銃・わな）） 猟友会による有害鳥獣捕獲を	●地域の捕獲従事者が少なく、高齢化も進んでおり、今後新たな捕獲従事者を確保する必要が

	継続的に行っており、令和3年度は30頭のイノシシを捕獲した。 ●ICT技術を絡めた捕獲 イノシシ用の捕獲檻と一体に利用出来る赤外線センサーを用い、効率的な捕獲を実施した。	ある。 ●捕獲数の減少 イノシシの捕獲数は平成29年度を最多に減少しているが、依然として被害は発生している。今後赤外線センサーの増設、餌やり・見回りの強化など捕獲に関する対策について積極的に行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	●平成28年度に設置した侵入防止柵の管理を行った。 ●電気柵の材料を地元提供し、被害軽減に努めた。	柵の点検・補修や周辺の草刈り等が必要であるが、地元農家の高齢化に伴い、今後維持管理が困難になる恐れがある。
生息環境管理その他の取組	イノシシ出没地域において、周辺住民へチラシやポスター等で注意喚起を行っている。	山林の荒廃等により、以前は出没しなかった地域まで出没し、農作物の被害が発生している。

(5) 今後の取組方針

引き続き猟友会と協力して箱わなによる捕獲駆除を行うことで被害の軽減を図る。加えて、ICT機器である赤外線センサーの増設や、捕獲檻の追加、餌やりの頻度を増やすなどにより対策を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市は被害状況を把握して捕獲目標を設定し、集落からの要望箇所と周囲の状況を勘案して捕獲檻の設置を検討する。捕獲活動は(一社)奈良県猟友会檀原支部が担い、捕獲等を推進するために、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にはライフル銃を所持させるものとする。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ	本市の状況に応じたICT新技術の導入を検討し、効果が見込まれるものについては取り入れていく。捕獲檻の使用者に、効果的な捕獲方法を伝えるなどで捕獲数の増加を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
○イノシシ 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、近年の捕獲実績と被害状況を考慮して捕獲数を決定し、被害地域における銃猟及びわなの設置により捕獲を実施する。 ○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画―第6次―を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。出没の形跡があれば、銃猟及びわなの設置により捕獲を実施する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
○イノシシ 銃器・わなによる捕獲を積極的に実施するとともに、被害報告に基づき効果的と考えられる場所にわなを設置し、被害軽減を図る。 ○ニホンジカ 市南部において銃・わなによる捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
農作物の被害拡大を抑えるためにも銃器による捕獲も実施する必要がある。主に春と秋に貝吹山周辺において、猟友会会員による捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ		1,000m	1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	被害防止に関する知識の普及等
	ニホンジカ	里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
橿原市	情報収集、連絡調整、注意喚起、捕獲活動の補助
(一社) 奈良県猟友会橿原支部	猟銃・わなを使用した対象鳥獣の捕獲や追払い等
橿原警察署	住民の安全確保 銃による有害鳥獣捕獲についての助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

橿原市農政課 《被害軽減のための各種活動、地元自治会への周知》 ↓ 橿原警察署《住民の安全確保》 ↓ (一社) 奈良県猟友会橿原支部《有害鳥獣の捕獲・追払い》
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し、埋設処理若しくは、焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在のところ、安定供給が可能な程の頭数を捕獲できていないため、利用は検討していない。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	檀原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
檀原市	・ 鳥獣被害実態の把握と啓発活動、推進活動
(一社) 奈良県猟友会檀原支部	・ 鳥獣被害対策(捕獲)の実施 ・ 狩猟技術の指導
檀原市農業委員会	・ 農地等に関する情報提供、助言、指導
奈良県中部農林振興事務所	・ 関連情報の提供と助言指導
奈良県農業協同組合檀原営農経済センター	・ 鳥獣被害対策に対する地域住民へのフォローアップ ・ 地域住民の協力体制の構築 ・ 被害調査等の情報提供
奈良県農業共済組合	・ 共済引受水稻の被害状況の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
地元各自治会	・ 有害鳥獣に係る情報の連絡 ・ 地元住民への協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本市におけるイノシシ等の有害獣による被害面積、金額は比較的軽微であるため、猟友会への捕獲委託で対応できると考える。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

檀原市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、地元農業者等の協力を得ながら被害防止対策の取り組みを進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と鳥獣による被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と防護を目指す。また、被害のある各地域において、広域的かつ組織的な被害防止対策を実施する。